



島根県報

平成21年6月12日（金）

号外第122号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

（林 業 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第65号）

1 規則の概要

- (1) 経営高度化推進資金のうち知事が別に定めるものの貸付額は、融資機関が県から供給を受けた資金の額の2倍に相当する額とすることとした。（第2条関係）
- (2) 木材産業等高度化推進資金の貸付方法に証書貸付を追加することとした。（第4条関係）
- (3) 経営高度化資金のうちチップ等安定供給資金(1)及びチップ等安定供給資金(2)を追加することとした。（別表関係）
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第65号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「改善を推進するのに必要な資金」の次に「（以下「木材産業等高度化推進資金」という。）」を加える。

第2条第1項中「」に」の次に「木材産業等高度化推進資金の原資の一部となるべき」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 融資機関は、前項の規定により供給を受けた資金の額に、次の各号に掲げる資金の区分に応じて当該各号に定める倍数を乗じて得た金額を木材産業等高度化推進資金として、次条に規定する者に対して貸し付けるものとする。

- (1) 素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金（その事業の規模が大きい事業者で知事が別に定める基準に該当するもの（以下「大規模事業者」という。）又は中規模事業者（大規模事業者以外の事業者で知事が別に定める基準に該当するものをいう。）への貸付に係るものを除く。）、木材加工流通システム整備資金及び林業経営高度化推進資金 4倍
- (2) 間伐等促進資金（中規模事業者への貸付に係るものに限る。） 3倍
- (3) 経営高度化促進資金 3倍（知事が別に定めるものにあつては、2倍）
- (4) 間伐等促進資金（大規模事業者への貸付に係るものに限る。） 2倍

第4条第1号中「手形貸付け」を「手形貸付又は証書貸付」に改める。

別表第2号中「木材に係る」を削り、同表第4号中「加工用の施設」の次に「の改良」を、「素材供給量が」の次に「安定的に」を加え、同表第5号を次のように改める。

5 経営高度化促進資金	1 立木等引取資金(1) 森林所有者、森林組合、森林組合連合会若しくは素材生産者を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるもの又は流域林業サービス	立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）	1 利率 年1.5パーセント（2倍協調資金にあつては、年1.3パーセント）
			2 償還期限 1年以内
			3 貸付限度額

センターが立木の計画的な引取りを行うために必要な短期運転資金		100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、200,000,000円）
<p>2 立木等引取資金(2)</p> <p>次に掲げる者が素材又は木材製品の計画的な引取りを行うために必要な短期運転資金</p> <p>ア 森林組合、森林組合連合会又は木材製造業若しくは木材卸売業を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるもの</p> <p>イ 素材市場に係る市場開設者又はその組織する団体で知事が別に定めるもの</p> <p>ウ 製品市場に係る市場開設者又はその組織する団体で知事が別に定めるもの</p>	<p>素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費</p>	<p>1 利率</p> <p>年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント）</p> <p>2 償還期限</p> <p>1年以内</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、200,000,000円）</p>
<p>3 資源循環推進資金</p> <p>森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるものが、素材生産及び造林の計画的な事業を行うために必要な短期運転資金</p>	<p>素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃並びに造林に必要な作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料並びに造林を請け負わせるために必要な請負契約に基づく前渡金及び中間払金</p>	<p>1 利率</p> <p>年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント）</p> <p>2 償還期限</p> <p>1年以内</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、200,000,000円）</p>
<p>4 チップ等安定供給資金(1)</p> <p>森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるものが、間伐材等チップの原材料となる間伐材等に係る素材生産を行うために必要な短期運転資金</p>	<p>素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃</p>	<p>1 利率</p> <p>年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント）</p> <p>2 償還期限</p> <p>1年以内</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、200,000,000円）</p>
<p>5 チップ等安定供給資金(2)</p> <p>森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるものが、間伐材</p>	<p>間伐材等の素材の購入代金（前渡金又は予約金を含む。）及び間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>1 利率</p> <p>年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント）</p> <p>2 償還期限</p> <p>1年以内</p>

	等チップの原材料となる間伐材等の素材の引取りに必要な短期運転資金		3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、200,000,000円）
6	木材加工資金 知事が別に定めるものが木材加工を行うために必要な短期運転資金	作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するために必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	1 利率 年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 50,000,000円
7	木材需要拡大資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会又は木材製造業を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるものが木材の需要拡大に資する活動を行うために必要な短期運転資金	展示施設の借料、出展費、カタログ製作費、展示施設の維持に必要な人件費等	1 利率 年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 10,000,000円
8	原木確保協定促進資金(1) 木材の製造に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取り及び木材の加工を行うために必要な短期運転資金	立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び木材の加工を行うために必要な作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するために必要な資金（販売・管理費を除く。）	1 利率 年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が400,000,000円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額）
9	原木確保協定促進資金(2) 木材の卸売又は木材市場に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取りを行うために必要な短期運転資金	立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び立木又は素材の引取りに必要な輸送費	1 利率 年1.5パーセント（2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 300,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が400,000,000円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額）

別表第6号中「等に必要な資金」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。